

第24条

【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

博多駅テレビフィルム提出命令事件（1968年）

【事件】学生デモと機動隊が衝突し、学生4人が公務執行妨害で逮捕された。その際、機動隊等による学生への暴行が問題となった。事案の審理のため、博多地裁が報道関係4社にその様子を撮影したテレビフィルムの提出を命令したが、4社は憲法21条に反するとして、特別抗告した。

【判決】取材の自由は十分尊重されるべきだが、公正な裁判の実現という憲法上の要請があるときは、ある程度制約を受けてもやむを得ないとして、1969年、最高裁は抗告を棄却した。

チャタレー事件（1953年）

【事件】イギリスの作家D・H・ローレンスの作品『チャタレー夫人の恋人』の翻訳出版が、刑法175条わいせつ物頒布罪（はんぷざい）にあたるかどうか問われた事件。『チャタレー夫人の恋人』には露骨な性描写があったが、出版社社長も度をこえていることを理解しながら出版した。わいせつ文書に対する規制は憲法21条の表現の自由に反しないか、表現の自由は公共の福祉で制限できるかが論点となった。

【判決】最高裁は、刑法175条は公共の福祉のための制限であり、表現の自由の保障に反しないとし、出版社社長と翻訳者の有罪が確定した。